

甲府市ひきこもり状態にある者の居場所づくり事業実施要綱

令和2年11月1日

福 第 2 0 号

(目的)

第1 この要綱は、ひきこもり状態にある本人（以下「本人」という。）に、相談などができる居場所（以下「居場所」という。）を提供することにより、本人のペースで緩やかに社会参加の第一歩が踏み出せ、本人の地域における自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体及び事業の委託)

第2 この事業の実施主体は、甲府市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を、法人等に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3 この要綱による居場所を利用できる者は、市内に住所を有する本人、家族、地域住民及びひきこもり関係機関の者とする。

(事業の内容)

第4 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 本人の社会参加支援

①居場所の提供

②本人の社会参加に向けての支援

(2) 家族を支える支援

①家族のつどいの運営

②意見交換会の運営

(3) その他目標達成のために必要な事項

(利用者負担)

第5 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、材料費その他の費用については、別に定める額の範囲内で利用者の負担とする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。